

顧問先社長 経営幹部各位

〒428 - 0006 静岡県島田市牛尾 1158 - 3  
三浦労務経営事務所  
特定社会保険労務士 三浦 茂  
TEL 0547 - 45 - 5811 / FAX 0547 - 45 - 5821  
URL <http://www.masterslink.jp/sr/miura/>

【相談内容】

他社では様々な助成金を受けていると聞きましたが今案内できる助成金は何かありますか？

【アドバイス】

厚生労働省が管轄している助成金だけでも 20～40 種類あるとされています。今申請できる助成金はいくつかあるのですが、その中でおすすめできるものを案内します。

1. キャリアアップ助成金

→有期契約社員、短時間正社員、派遣社員といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するために正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

■正社員化コース■

有期契約社員等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した際に助成される。

- ① 有期→正規：1人当たり 57 万円
- ② 有期→無期：1人当たり 28 万 5,000 円
- ③ 無期→正規：1人当たり 28 万 5,000 円

※有期とは雇用契約に期間がある従業員を指し、無期は雇用契約に期間がない社員を指します

※正規とは下記の項目にすべて当てはまる従業員を指します。

- ・派遣労働者ではない。
- ・勤務地又は職務を限定されていない。
- ・所定労働時間が通常の社員と同一であること。
- ・賃金・賞与・退職金・昇格の有無などが通常の社員と同じであること

■賃金規程等改定コース■

すべて、または一部の有期契約労働者等の基本賃金規程を増額改定し昇給した場合に助成される。

- ① すべての有期契約労働者等の賃金規程を 2%以上増額改定した場合

1～3 人：1 事業所当たり 95,000 円    4～6 人：1 事業所当たり 19 万円  
7～10 人：1 事業所当たり 28 万 5,000 円    11～100 人：1 人当たり 28,500 円

- ② 一部の賃金規程等を 2%以上増額改定した場合

1～3 人：1 事業所当たり 47,500 円    4～6 人：1 事業所当たり 9,500 円  
7～10 人：1 事業所当たり 142,500 円    11～100 人：1 人当たり 114,250 円

■健康診断制度コース■

有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ 4 人以上実施した場合に助成。

- ① 1 事業所当たり 38 万円  
〈1 事業所当たり 1 回のみ〉

2. 両立支援助成金

→従業員の職業生活と家庭生活の両立支援や女性の活躍推進に取り組む事業主を応援する助成金です。

■出生時両立支援コース■

男性が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場づくりに取り組み、その取組によって男性に育児休業や育児目的休暇を取得させた事業主に支給させる。

	中小企業	中小企業以外
① 1人目の育児休暇取得	57万円	28.5万円
② 2人目以降の育児休暇取得	A 育休 5日以上：14.25万円 B 育休 14日以上：23.75万円 C 育休 1か月以上：33.25万円	A 育休 5日以上：14.25万円 B 育休 14日以上：23.75万円 C 育休 1か月以上：33.25万円
③ 育児目的休暇の導入・利用	28.5万円	14.25万円

### ①②男性労働者も育休取得

- 男性が育児休業を取得しやすい職場づくりのために下記のような取組を行うこと。

#### 取組例

子供が生まれた男性に対して、管理職による育児休暇の推進を行う。  
管理職に対して、男性の育休取得について研修を実施する。

- 男性が子供の出生8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業を取得すること。

### ③育児目的休暇の導入・利用

- 子供の出生前後に育児や配偶者の出産支援のために取得できる休暇制度を導入すること。
- 男性が育児目的休暇を取得しやすい環境づくりのために下記のような取組を行うこと。

#### 取組例

子供が生まれた男性に対して、管理職による育児休暇の推進を行う。  
管理職に対して、男性の育休取得について研修を実施する。

- 上記に新たに導入した育児目的休暇制度を男性が子供の出生前6週間または出生後8週間以内に合計して8日以上（中小は5日以上）取得すること。

### ■育児休業等支援コース■

#### 育休取得時・職場復帰時

→育休復帰支援プランを作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得し職場復帰した中小企業事業に支給

	支給額
A 育児休暇取得時	28.5万円
B 職場復帰時	28.5万円
職場支援加算（Bに加算して支給）	19万円

#### A：育児休暇取得時

- 対象者は休業までの働き方、引継ぎのスケジュール、復帰後の働き方等について上司又は人事担当者と面談を実施した上で面談結果を記録すること。
- 育休復帰支援プランを作成し、育休復帰支援プランに基づき対象者の育児休業（産前産後休業から引き続き育児休業を取得する場合は産前休暇）開始日までに業務の引き続きを実施する事。
- 対象者に3か月以上の育児休業を取得させること（産後休業を取得する場合は産後休業を含めて3か月以上）

#### B：職場復帰時（A：育児取得時の助成金支給対象になった者について以下の取組を行うこと）

- 対象者が休業中に育休復帰支援プランに基づき、職場の情報・資料の提示を実施する事。
- 対象者の職場復帰前と職場復帰後に上司または人事担当者が面談を実施し、面談結果を記録する事。
- 対象者を原則として現職等に復帰させさらに6か月以上継続雇用する事。

（この著作権は三浦労務経営事務所に帰属する）